

Weekly Report

第 4 1 7 号
平成 29 年 7 月 18 日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

取引相場のない株式の評価方法の基本

29年度税制改正では、取引相場のない株式の評価について、類似業種比準方式における配当金額、利益金額、簿価純資産価額のウエイトの見直しや、評価会社の規模区分の金額等の基準の見直し等が行われ、29年1月以後の相続等により取得した財産評価に適用されます。

◆同族株主が取得した場合は原則的評価方式

取引相場のない株式の評価方法は、相続や贈与などで株式を取得した方によって異なり、議決権割合が30%以上であるグループ（株主とその同族関係者）に属している同族株主等が取得した場合は原則的評価方式、それ以外の方が取得した場合は特例的な評価方式（配当還元方式）により評価します。

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価格方式があり、類似業種比準方式は、事業内容が類似する複数の上場会社の株価の平均値に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当、利益、純簿価純資産の比準割合を乗じて評価する方式です。

一方、純資産価額方式は、評価会社が仮に解

散した場合の正味財産に基づいて評価する方式です。

◆会社の規模に応じた評価方法

原則的評価方式で評価する場合は、会社の規模に応じて大・中・小会社のいずれかに区分され、原則として、大会社の株式は類似業種比準方式、小会社は純資産価額方式、中会社はこれらの併用方式により評価します。

なお、会社の規模区分については、従業員数70人以上は大会社となり、従業員数70人未満の場合は総資産価額、従業員数、取引金額の基準により判定することになります。

高齢者雇用に対する取組みが益々重要に

29年版「高齢社会白書」によると、28年時点での全就業者数6465万人のうち、60～64歳は8.1%、65～69歳は6.8%、70歳以上は5.1%となっており、就業者に占める高齢者の割合は年々増加しています。

企業には、高年齢者雇用安定法により「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じることが義務付けられていますが、高齢者に対する雇用環境整備などの取組みが益々重要となってきます。

なお、65歳以上への定年引上げや高齢者の雇用環境の整備等を実施する事業主を支援する制度として「65歳超雇用推進助成金」などがあります。

広告における不適切な「打ち消し表示」とは

広告などで商品・サービスの内容や価格等を強調表示した際、例外や制約などがある場合は、その旨の表示（打ち消し表示）が必要となりますが、打ち消し表示は、目立たないように表示されていることがあります。

消費者庁は、打ち消し表示をしない広告が原則とした上で、不適切な表示として、「文字が見落とすほど小さい」、「文字が背景に紛れて目立たない」、「表示時間が短い」などの場合は景品表示法違反の可能性がある、との判断を示しました。